

○神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

平成24年4月26日

規程第964号

改正 平成27年3月26日規程第1063号

令和5年3月2日規程第1449号

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学研究倫理綱領（以下「倫理綱領」という。）に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）の内外で実施する、人を対象とする研究を遂行する上で、遵守すべき事項を定めることにより、研究対象者の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「人を対象とする研究」とは、個人を対象に、その反応、行動、心身若しくは環境等に関する情報、データ等の収集又はヒト由来の試料（血液、体液、組織、遺伝子、排泄物等）の採取による研究をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学専任教職員のほか、学部生、大学院生、研究員等、本学において人を対象とする研究に従事する全ての者をいう。ただし、学部生及び大学院生の人を対象とする研究については、この規程の内容を熟知した指導教員の責任の下に行われているものとして取り扱う。

3 この規程において「研究対象者」とは、研究の対象となる者の総称をいい、研究のために個人の情報、データ等を提供する者をいう。また、実験研究において実験の対象として実験に参加する者及びフィールド研究等において調査対象として研究に協力する者を含む。

(研究の基本)

第3条 研究者は、生命の尊厳並びに個人の尊厳及び人権を最大限に重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者は、倫理綱領、学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程及びこの規程のほか、学校法人神奈川大学の諸規程等、法令、所轄庁の告示及び指針並びに学会等の指針等を遵守しなければならない。

3 ヒト胚幹細胞を中心としたヒト胚研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究等、生命倫理に関わる研究を行う研究者は、当該法令及び所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。

4 研究者は、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、極力安全な方法で行い、研

研究対象者に身体的・精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときには、研究対象者に対して研究目的、研究成果の発表方法等、研究計画について分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり研究対象者に対し何らかの身体的・精神的負担又は苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、分かりやすく説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、あらかじめ研究対象者の同意を得なければならない。

2 研究対象者の同意には、個人の情報、データ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、代諾者(当該対象者の法定代理人等対象者の意思及び利益を代弁できると判断される者)から同意を得なければならない。

4 研究対象者からの同意は、原則として同意書等の文書で行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。

5 研究者は、研究対象者に対して、いつでも研究への参加又はその中止ができる自由を保障しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回したときは、当該個人の情報、データ等を破棄しなければならない。

7 研究者は、研究対象者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

(授業等における収集・採取)

第6条 研究者は、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、あらかじめ受講生の同意を得なければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

(第三者への委託)

第7条 研究者は、第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集・採取する場合は、この規程の趣旨に沿った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、研究対象者から要求があった場合は、第三者への委託目的等を研究対象者に直接説明しなければならない。

(謝礼の提供)

第8条 研究者は、研究対象者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受払いについて適切な管理をしなければならない。

(倫理審査委員会)

第9条 本学に、人を対象とする研究に関する審査を行うため、倫理審査委員会を置く。

2 倫理審査委員会の組織、運営等については、別に定める。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学長室及び研究推進部が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1449号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。